

## 年間高額介護（予防）サービス費の概要について

### 1. 年間高額介護（予防）サービス費に係る事務の整理

○年間高額介護（予防）サービス費の取扱いについては、平成29年7月3日開催全国介護保険担当課長会議資料73ページより平成29年8月施行の高額介護（予防）サービス等の見直しについてお示しているところである。

○年間の自己負担上限額の適用対象となる世帯は、介護サービスの利用者であるか否かを問わず、一割負担者のみの世帯となるため、国保連合会では全ての年間上限支給対象世帯を正確に把握することはできないが、年間高額対象者と見込まれる被保険者の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の利用者負担、高額介護（予防）サービス費支給額情報が掲載された「高額介護サービス費月別集計一覧表」及び「高額介護サービス費月別集計一覧表（総合事業）」（以下、「高額介護サービス費月別集計一覧表」）を介護保険者へ送付することが可能となる。

「高額介護サービス費月別集計一覧表」は、平成30年9月以降、介護保険者から国保連合会に「年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務」を委託することにより作成を可能とする。

○「高額介護サービス費月別集計一覧表」の出力対象となる年間高額対象者と見込まれる被保険者の抽出条件は以下のとおり。

ア. 「年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務」を委託している保険者

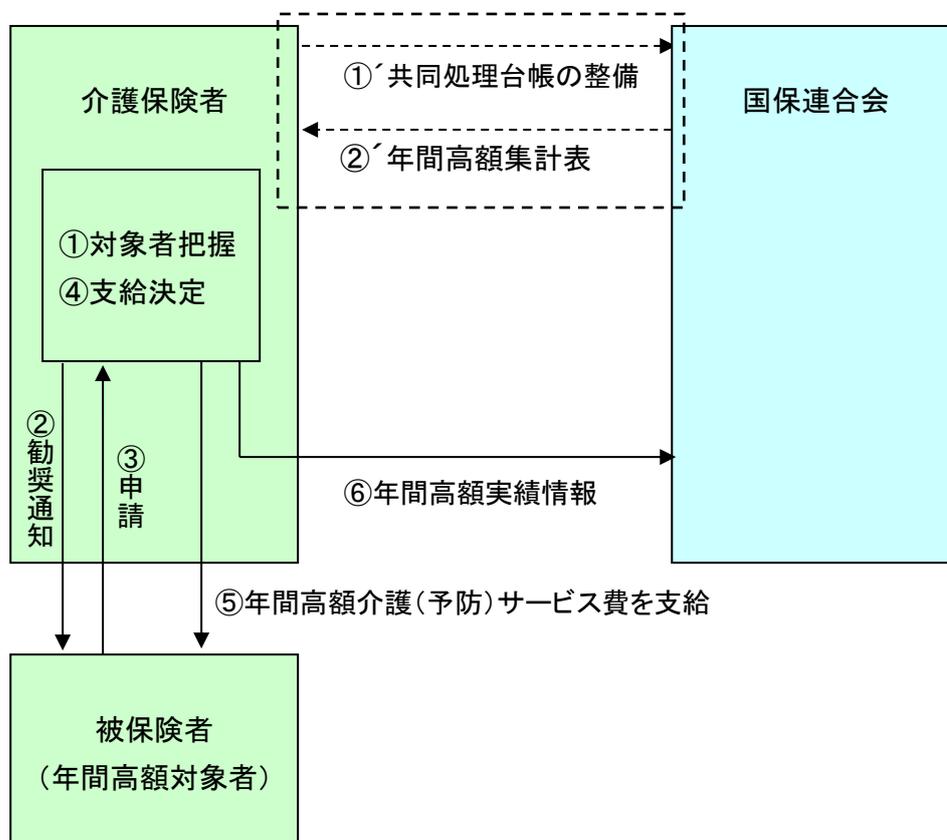
イ. 7月末時点での共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス支給処理情報）にて同一世帯と判断され、世帯員の年間の利用者負担額が446,400円を超えている世帯

※計算期間中に資格喪失した場合においても、7月末日時点での共同処理用受給者高額情報にて同一世帯と判断され、世帯員の年間の利用者負担額が446,400円を超えている世帯は抽出対象とする

ウ. 7月末日時点での受給者異動連絡票情報にて二割（三割）負担対象者と判断されている世帯員が存在しない世帯

○介護保険者は、毎月の給付実績を参考に（年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務を委託されている場合は「高額介護サービス費月別集計一覧表」を併せて参考に）年間高額対象者を把握することとなり、介護保険者で支給額計算を実施する。

## 2. 年間高額介護（予防）サービス費の事務の流れ



※点線枠内（①'及び②'）は、年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務を委託する場合に限る。

※年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の高額介護予防サービス費相当事業においても同様のフローである。

分類	No	事務処理内容	
事前準備	①'	共同処理台帳の整備	介護保険者は国保連合会へ高額介護（予防）サービス費支給業務を委託している場合、共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）の提出はされている。 ※高額介護（予防）サービス費支給業務を未委託の状態、年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務を委託する場合は、共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス支給処理情報）を提出し、被保険者の世帯情報を整備しておく必要がある。

分類		No	事務処理内容	
サービス提供 翌々月	9月 ～	②	高額介護サービス費月別集計一覧表作成処理	年間高額対象者と見込まれる被保険者の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の利用者負担、高額介護（予防）サービス費支給額情報が掲載された「高額介護サービス費月別集計一覧表」を送付する。 ※抽出については、「IV-2（資料2）年間高額対象者と見込まれる被保険者の抽出について」を参照。
サービス提供 翌々々月	10月	①	対象者把握	介護保険者において、毎月の給付実績を参考に（年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務を委託する場合は「高額介護サービス費月別集計一覧表」を併せて参考に）年間高額対象者を把握する。
		②	勧奨通知	年間高額対象者に勧奨通知を発行する。 ※被保険者の利便性を考慮し、原則として、月ごとの高額介護（予防）サービス費について給付実績のある被保険者に対しては、申請の省略を可能とする。
		③	支給申請	年間高額対象者より申請を受け付ける。
		④	支給決定	年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の自己負担額の合計額が446,400円を超えている場合、その超える額の支給決定を行う。
		⑤	年間高額介護（予防）サービス費を支給	年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の自己負担額の合計額が446,400円を超えている場合、その超える額の支給を行う。
		⑥	年間高額実績情報	年間高額実績情報を国保連合会へ連携する。 ※高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算等で使用する。

### 3. 「高額介護サービス費月別集計一覧表」の留意事項

年間の自己負担上限額の適用対象となる世帯は、介護サービスの利用者であるか否かを問わず、一割負担者のみの世帯となるため、国保連合会では、65歳以上であっても要介護認定を受けておらず、受給者異動連絡票情報が提出されない被保険者が属する世帯においては正確に一割負担者のみの世帯であるかを把握する事ができない。

よって、介護保険者にて年間高額介護（予防）サービス費の支給業務を行う際、「高額介護サービス費月別集計一覧表」は参考情報として取扱う事に留意すること。

「高額介護サービス費月別集計一覧表」における留意事項は以下のとおり。

- 7月末日時点での共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス支給処理情報）にて同一世帯となっている世帯のみ世帯合算を行い、計算期間中に保険者異動が発生した世帯は別世帯として扱う。
- 二割（三割）負担対象者の判断において、要介護認定を受けていない世帯員を含めない。
- 7月途中で世帯構成変更等により、負担割合が二割（三割）から一割に変更となった場合、7月末日時点では一割負担対象者の基準を満たしているが、介護保険者においては8月より一割負担対象者として国保連合会に提出する。そのため、7月末日時点では二割（三割）負担対象者として判断され、本来年間高額介護（予防）サービス費の支給対象となる世帯が抽出されない。
- 7月途中で世帯構成変更等により、負担割合が一割から二割（三割）に変更となった場合、7月末日時点では二割（三割）負担対象者の基準を満たしているが、介護保険者においては8月より二割（三割）負担対象者として国保連合会に提出する。そのため、7月末日時点では一割負担対象者として判断され、本来年間高額介護（予防）サービス費の支給対象外となる世帯が抽出される。
- 7月途中で世帯構成が変更となった場合、7月末日時点では別世帯（同一世帯）となっているが、介護保険者においては8月より別世帯（同一世帯）として国保連合会に提出する。そのため、国保連合会においては7月末日時点の世帯構成の把握が行えないため、正しい世帯構成による対象者抽出がされない。
- 国保連システムでは、平成30年4月サービス提供分より介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書に係る社会福祉法人軽減額情報を取り扱うため、平成29年度（平成29年8月サービス提供分～平成30年7月サービス提供分）の「高額介護サービス費月別集計一覧表」における、平成29年8月サービス提供分～平成30年3月サービス提供分の利用者負担額、高額支給額には社会福祉法人軽減額が含まれない。

○月額の高額介護（予防）サービス費支給処理業務では、給付制限期間、一時差止期間は処理対象外としているが、年間高額介護（予防）サービス費集計処理業務においては、被保険者の給付実績情報を以て集計処理を行うため、給付制限期間、一時差止期間の給付実績情報も抽出対象として扱う。